

**議案第9号関連資料**  
**明石市墓園条例の一部改正について**

**1 改正の目的**

消費税法等の改正により、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、所要の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

**2 改正の概要**

消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、合葬式墓地の使用料を次のとおり改正します。

施設	単位	改正	現行
合葬室	1体につき	55,000円	54,000円
個別安置室	1体、10年につき	55,000円	54,000円
記名板	1枚につき	33,000円	32,400円

**3 根拠法令等**

## (1)法令名

ア 消費税法（昭和63年法律第108号）

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）

## (2)根拠法令の動向・内容等

ア 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。令和元年10月1日施行）による一部改正

イ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。令和元年10月1日）による一部改正

**4 施行期日**

令和元年10月1日

**5 経過措置**

この条例による改正後の明石市墓園条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けた者に係る使用料について適用し、同日前に使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例によることとします。